

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年8月10日 16時00分ごろ
発生場所	福岡県福津市曾根ノ鼻南方沖 津屋崎鼻灯台から真方位200° 1,060m付近 （概位 北緯33° 46.7′ 東経130° 26.7′）
インシデントの概要	水上オートバイ ^{ケーティエム} KTMは、転覆して復元後、機関が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月30日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KTM、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-61990福岡、株式会社山口設備
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：波高 約0.1m、水温 約22℃
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、遊走中、左旋回しようとしたところ転覆し、乗船者全員が落水した。</p> <p>本船は、船長が船体を引き起こしたものの、機関が始動できなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長及び同乗者1人が友人の水上オートバイに救助され、もう1人の同乗者が自力で海岸に泳ぎ着き、友人の水上オートバイにより出発場所までえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、船長が知人に修理を依頼したところ、ウォーターボックスの水が機関に入ったことが判明した。</p> <p>本船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、1年に約3回水上オートバイを操縦していたが、本船を操縦するのは初めてであった。</p> <p>本船は、転覆した場合、機関にウォーターボックスの水が入らないよう船体に表示された方向に船体を引き起こす必要があったが、船長は逆方向に引き起こした。</p>
分析	本船は、転覆後、船長が、船体に表示された方向と逆方向に船体を引き起こしたことから、機関にウォーターボックスの水が浸入し、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、転覆後、船長が、船体に表示された方向と逆方向に船体を引き起こしたため、機関にウォーターボックスの

	水が浸入し、機関が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイが転覆した場合は、船体に表示された方向に船体を引き起こすこと。